

県民みんなで支える

新たな森づくり

「やまがた緑環境税」を活用した取組み



やまがた緑環境憲章

— 県民みんなで支える新たな森づくり —

森は、先人からの贈りものであると同時に、未来の世代からの預かり物です。

これまで、私たちは、森や自然の恵みに感謝し、「緑の宝」にみられるような自然との共生の文化を生み、多くの命と共有してきました。

森は、私たちの暮らしを潤すとともに、豊かな水を育み、母なる川「最上」の清流となり、海につながります。また、森には、地球の温暖化を防止する大切な役割もあります。

将来、私たちの暮らしが豊かになる、森との関わりを深め、森の恵みを十分に活かすことが大切です。

私たちは、今、森からの恩恵を受け取るのみではなく、一人ひとりが森と共に生きていくことや、木を活かす暮らしの大切さを改めて理解し、行動を起こす必要があります。

私たちは、やまがたの美しい豊かな森や自然を未来の子ども達に引き継ぐためにも、県民みんなで支える新たな森づくりを進めることを誓い、「やまがた緑環境憲章」を制定します。

県民みんなで支える新たな森づくり



私たちは、

- 1 暮らしや環境を守るため、豊かな森づくりを進めます。
- 2 森や木の文化を見つめ直し、暮らしの中に木を活かします。
- 3 一人ひとりの力を活かして、森づくりの輪を広げます。
- 4 森や自然の大切さを学び、森との絆を深めます。
- 5 みんなで森づくりを支え、かけがえのない森を未来に贈ります。

平成20年1月10日制定

山形県

やまがた緑環境税



やまがた緑環境税はみんなが納めるの？

A. 対象となるのは、住民税が課税されている方です。

例えば、ご家族の中で1人だけに課税されている場合は、1,000円を納めていただくことになります。



納める人は？

住民税(県民税均等割)の納税義務者と同じです。

■個人/1月1日現在で県内に住所等を有する人

■法人/県内に事務所等を有する法人

納税のしくみは？

住民税といっしょに納税していただくしくみです。

住民税に加算される次の額を、いっしょに納めていただきます。

納める額は？

■個人…年1,000円

■法人…法人県民税均等割額の10%相当額

資本金等の額	1千万円以下	1千万円超1億円以下	1億円超10億円以下	10億円超50億円以下	50億円超
税 額	2,000円	5,000円	13,000円	54,000円	80,000円

納める方法は？

個人	給与所得者	住民税(県民税)と合わせ、給与から差し引きされます。
	給与所得者以外の方	住民税の納税通知書により、一番寄りの金融機関の窓口などで納めます。
法人		法人県民税の申告納付の際に、合わせて納めます。

制度の点検等は？

導入から5年後を目途に、制度の点検・見直しを行います。

税の管理は？

納めていただいた税金は、他の税金と区別するため、全額を基金に入れて管理し、新たな森づくりに限定して使わせていただきます。



■お問い合わせ先 〒990-8570 山形市松波2丁目8番1号

■県民参加の森づくりについては

山形県文化環境部かどり自然課 TEL:023-630-2209 E-mail:ymidori@pref.yamagata.jp

■森林の整備については

山形県森林水産部森林課 TEL:023-630-2528 E-mail:yshinrin@pref.yamagata.jp

■税制度・税金の納め方等については

山形県総務部税政課 TEL:023-630-2069 E-mail:zyzeisei@pref.yamagata.jp

詳しくは、山形県ホームページをご覧ください

県ホームページ
トップページ

ピックアップやまがた

「やまがた緑環境税」

